

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		別表（第十九条関係）		改正案	
占用物件		単位		占用料	
第一種電柱	第二種電柱	第一級地	〇〇	〇〇	二、一
第一種電柱	第二種電柱	第二級地	〇〇	〇〇	九四〇
第一種電柱	第二種電柱	第三級地	〇〇	〇〇	六六〇
第一種電柱	第二種電柱	第四級地	〇〇	〇〇	五五〇
第一種電柱	第二種電柱	第五級地	〇〇	〇〇	四八〇
		別表（第十九条関係）		現行	
占用物件		単位		占用料	
第一種電柱	第二種電柱	甲地	〇〇	〇〇	一、八
第一種電柱	第二種電柱	乙地	〇〇	〇〇	八六〇
第一種電柱	第二種電柱	丙地	〇〇	〇〇	七〇〇

法第三												
他の線類	地下に設ける電線その	設ける線類	共架電線その他上空に	類	その他の柱	柱	第一種電話柱	第二種電話柱				
長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき				
七	二	二	二	二〇	〇	二、七	〇	一、九	〇	二、二	〇	二、八
三	五	五	五	五	〇	一、二	〇	八七〇	〇	五五〇	〇	一、三
二	四	四	三	三九	〇	八五〇	〇	六二〇	〇	三九〇	〇	九〇〇
二	三	三	三	三二	〇	七〇〇	〇	五一〇	〇	三二〇	〇	七四〇
二	三	三	二	二八	〇	六二〇	〇	四五〇	〇	二八〇	〇	六五〇

他の線類	地下に設ける電線その	設ける線類	共架電線その他上空に	類	その他の柱	柱	第一種電話柱	第二種電話柱				
長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき				
六	一	一	一	一〇〇	〇	二、三	〇	一、六	〇	一、〇	〇	二、四
三	五	五	五	五〇	〇	一、一	〇	八〇〇	〇	五〇〇	〇	一、二
二	四	四	四	四一	〇	九〇〇	〇	六五〇	〇	四一〇	〇	九五〇

		第十二条		第一項		第一号		に掲げる工作物	
表示面		路上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱	
		一個につき一年		積一平方メートルにつき一年		一個につき一年			
	一、二〇〇	七三〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	四六〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	〇〇	
	五四〇	三三〇	一、一〇〇	〇〇	四六〇	一、一〇〇	〇〇		
	三八〇	二三〇	七七〇		三三〇	七七〇			
	三一〇	一九〇	六四〇		二七〇	六四〇			
	二七〇	一七〇	五六〇		二四〇	五六〇			

		法第三十条		第二項		第一号		に掲げる工作物	
		路上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱	
		一個につき一年		占面積一平方メートルにつき一年		一個につき一年			
	一、〇〇〇	六二〇	二、一〇〇	〇〇	八六〇	二、一〇〇	〇〇		
	四九〇	三〇〇	一、〇〇〇	〇〇	四二〇	一、〇〇〇	〇〇		
	四〇〇	二五〇	八二〇		三四〇	八二〇			

外径が○・ ○七メートル 以上○・ 一メートル 未満のもの	外径が○・ ○七メートル 未満のもの	その他のもの	広告塔
		占用面積 積一平方 メートル につき一 年	積一平方 メートル につき一 年
七三	五二	〇〇 二、四	〇〇〇 一九
三三	二三	〇〇 一、一	〇〇 三、八
二三	一六	七七〇	〇〇 一、九
一九	一三	六四〇	〇〇 一、一
一七	一二	五六〇	七六〇

外径が○・○七メー トル以上○・一メー トル未満のもの	外径が○・○七メー トル未満のもの	その他のもの	広告塔
		占用面積 一平方メ ートルに つき一年	表示面積 一平方メ ートルに つき一年
六二	四三	〇〇 二、一	〇〇〇 二四、
三〇	二二	〇〇 一、〇	〇〇 二、〇
二五	一七	八二〇	九九〇

法第三十二條				法第三十一條			
第一項		第二項		第一項		第二項	
外徑が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		外徑が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		外徑が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		外徑が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	
長さ一メートル		長さ一メートル		長さ一メートル		長さ一メートル	
二九〇	二二〇	一五〇	一一〇	一三〇	九八	四九	三五
九三	七〇	四六	三九	七六	五七	二九	二五
六七	五〇	三四	二五				

法第三十條				法第二十九條			
第一項		第二項		第一項		第二項	
外徑が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		外徑が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		外徑が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		外徑が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	
長さ一メートル		長さ一メートル		長さ一メートル		長さ一メートル	
九二	一八〇	一一〇	二五〇	四五	九〇	三七	二二〇
三七	七四	四九	九八				

階数が	法第三十二条第一項 第三号及び第四号に 掲げる施設	満のもの	外径が〇・ 四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が一メ ートル以上 のもの

階数が	二、四〇〇	一、五〇〇	七三〇	五二〇	
	一、一〇〇	六六〇	三三〇	二三〇	
	七七〇	四六〇	二三〇	一六〇	
	六四〇	三八〇	一九〇	一三〇	
	五六〇	三四〇	一七〇	一二〇	

階数が一の	法第三十二条第一項第三号及び 第四号に掲げる施設	外径が〇・四メー トル以上〇・七メー トル未満のもの	外径が〇・七メー トル以上一メー トル未満のもの	外径が一メートル以 上のもの

Aに〇・〇〇四を乗じて得	二、一〇〇	一、二〇〇	六二〇	四三〇	
	一、〇〇〇	六〇〇	三〇〇	二二〇	
	八二〇	四九〇	二五〇	一七〇	

しに際し、 祭礼、縁日 その他の催 に際し、	法第三十二條 第一項 第五号 に掲げ る施設						
	の その他のも	地下に設け る通路	上空に設け る通路	階数が二の もの			の 一のもの
				下室	及び地 下	地下	
占用面 積一平 方メー	占用面 積一平 方メー			占用面 積一平 方メー			占用面 積一平 方メー
一九〇	〇〇	五、六	九、三	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
三八	〇〇	一、二	一、九	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			
一九	七七〇	五六〇	九三〇				
二一	六四〇	三二〇	五三〇				
八	五六〇	二二〇	三八〇				

催しに際し、一時的 祭礼、縁日その他の に際し、一時的	法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設						
	の その他のも	地下に設ける通路	上空に設ける通路	階数が三以 上のもの			の もの
				下室	及び地 下	地下街	
占用面積 一平方メ	占用面積 一平方メ			占用面積 一平方メ			占用面積 一平方メ
二四〇	〇〇	七、一	一、二	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			た額
二〇	〇〇	六一〇	一、〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			
一〇	八二〇	三〇〇	四九〇				

		法第三十二條 第一項 第六号に掲げる施設		法第三十二條 第一項 第六号に掲げる施設		法第三十二條 第一項 第六号に掲げる施設	
その他（除く）のもの		その他（除く）のもの		その他（除く）のもの		その他（除く）のもの	
表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに
〇〇〇	一九	〇〇	一、九	〇〇	一、九		
〇〇	三、八		三八〇		三八〇		
〇〇	一、九		一九〇		一九〇		
〇〇	一、一		一一〇		一一〇		
	七六〇		七六		七六		

		法第三十條 第一項 第六号に掲げる施設		法第三十條 第一項 第六号に掲げる施設		法第三十條 第一項 第六号に掲げる施設	
その他（除く）のもの		その他（除く）のもの		その他（除く）のもの		その他（除く）のもの	
表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに	表示面積	積一平方メートルに
〇〇〇	二四	〇〇	二、四	〇〇	二、四		
〇〇	二、〇		二〇〇		二〇〇		
	九九〇		九九		九九		

第七号に掲げる物件		第七号に掲げる物件					第七号に掲げる物件		第七号に掲げる物件								
四号	条第	第七	幕(お旗					標識								
催しに	他の	縁日そ	祭礼、	のもの	その他	るもの	に設け	一時的	際し、	催しに	他の	縁日そ	祭礼、	年	つき一	一本に	年
方メー	積一平	その面		月	つき一				日	つき一	一本に			年	つき一	一本に	年
一九〇					〇〇	一、九				一九〇					〇〇	一、九	
三八						三八〇				三八						八七〇	
一九						一九〇				一九						六二〇	
二一						二一〇				二一						五一〇	
八						七六				八						四五〇	

第七号に掲げる物件		第七号に掲げる物件					第七号に掲げる物件		第七号に掲げる物件	
幕(第						旗さお		標識		
しに際し、	その他の催	祭礼、縁日								
その他の催	に際し、	その他の催	の	その他のも	けるもの	一時的に設	しに際し、	その他に催	祭礼、縁日	
一平方メ	その面積		き一月	一本につ	き一日	き一日	一本につ			
二四〇			〇〇	二、四			二四〇		〇〇	一、六
二〇				二〇〇			二〇			八〇〇
一〇				九九			一〇			六五〇

ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三〇九 (略)

ロ 乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。

ハ 丙地 町及び村の区域をいう。

三〇九 (略)